

霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第255号)  
の一部を次のように改正する。

別表中「金額」を「基本使用料」に改め、同表中ボートの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

霧島市小浜海水浴場におけるボートについて、当該ボートの老朽化に伴い、ボートの使用を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。